

2025 年 6 月 12 日

長野市議会

議長 西沢 利一 様

「請願者」

住 所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
 団 体 名 長野市職員労働組合
 代表者氏名 中央執行委員長 町田 英重

住 所 長野市大字南長野県町 532 番地 3
 団 体 名 全日本自治団体労働組合長野県本部
 代表者氏名 中央執行委員長 西澤 忠司

「紹介議員」

原 ようこ
 阿部 希
 山崎 裕子
 鈴木 一
 堀内 伸悟
 大藤 健道
 寺沢 孝
 平塚 春樹
 和田 一成
 倉野 立人
 山崎 昭夫

2024 年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる国あて意見書の提出を求める請願

請願趣旨

公務における寒冷地手当は、過去の議員立法により国会で法制化され支給されてきました。手当の趣旨は、寒冷地に勤務する職員に対し冬季間における寒冷・積雪による暖房費等の増嵩分を補填するもので、11 月から 3 月までの期間、当市条例に定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給されています。令和 6 年 8 月、

人事院は、令和 6 年 8 月 8 日、国会と内閣に対し国家公務員の賃金等に係る勧告を行いました。この勧告の中で、寒冷地手当にかかる民間給与実態の調査に基づき支給額の引上げが示される一方で、支給地の大幅な見直しも示されました。

その支給地見直しにあたっては、気象庁による「メッシュ平年値 2020」が根拠とされていますが、市内の多くの地域が豪雪地帯対策特別措置法上の特別豪雪地帯及び豪雪地域に指定されている長野市の寒冷地手当支給期間の平均最低気温を 0.1 度と推計するなど、地域の生活実感とは異なる点があり、寒冷地手当の支給地判定に適したデータとは言い難いと考えています。

積雪量において指定地域の一部の積雪量を指定地域外の積雪量より少なく

人事院勧告は国家公務員の賃金労働条件に関するものである一方、県人事委員会勧告など、県職員、市町村職員等をはじめ地方公務員の賃金労働条件にも多大な影響を及ぼしています。

昨今、地方公共団体等での人材確保が困難を極める状況にあるなかで、寒冷地に勤務する地方自治体等の職員が安心して職務に精励できるよう、国会及び政府に対し、下記のとおり特段の措置を講ずるよう、地方自治法 99 条の規定による対応をいただきますよう強く求めるものです。

請願項目

貴市議会において、請願趣旨に基づき、以下事項の実現を求める国あての意見書を提出すること。

- 判定に際して
- 1 令和 6 年人事院勧告の寒冷地手当の支給地見直しは、気象庁の「メッシュ平年値 2020」における「点データ」のみに依拠せず、^{様々な}データの面的な活用および当該県等の客観的なデータも参考するなどによる再検討を求めます。
、地域の~~実態~~に即して判断することとし、支給地域の改定については見直し
 - 2 ~~寒冷地手当の支給にあたり、~~地方自治体が地域の~~実態に即した判断を行~~った場合に、^特別交付税の減額措置を行わないことを求めます。
おいても、
(支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った

地方自治体においては、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が、改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しいものです。